

## 貸借対照表

2022年3月31日現在

資産の部		負債純資産の部	
科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>千円</b>	<b>流動負債</b>	<b>千円</b>
現金及び預金	815,592	買掛金	225,274
売掛金	763,316	未払金	115,075
貯蔵品	10,367	未法人税等	17,715
前渡金	3,157	未消費税等	33,548
前払費用	4,311	未払費用	358,149
短期貸付金	400,000	預り金	53,735
その他の流動資産	28,636	賞与引当金	94,932
		その他の流動負債	4,738
<b>固定資産</b>	<b>313,101</b>	<b>固定負債</b>	<b>193,363</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>76,614</b>	退職給付引当金	193,363
建物	44,540		
工具器具備品	31,030	<b>負債合計</b>	<b>1,096,533</b>
土地	1,043		
リース資産	0	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>67,393</b>	<b>資本金</b>	50,000
借地権	642	<b>資本剰余金</b>	10,000
電話加入権	6,801	その他資本剰余金	10,000
ソフトウェア	59,950	<b>利益剰余金</b>	1,181,950
<b>投資その他の資産</b>	<b>169,093</b>	利益準備金	12,500
長期前払費用	3,182	その他利益剰余金	1,169,450
繰延税金資産	105,937	別途積立金	318,000
差入保証金敷金	56,251	繰越利益剰余金	851,450
その他の投資等	3,721	(内、当期純利益)	(47,602)
<b>資産合計</b>	<b>2,338,483</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,241,950</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>2,338,483</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針にかかる事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商 品 売価還元法による原価法

②未成工事支出金 個別法による原価法

③貯 藏 品 最終仕入原価法による原価法

(注) いずれも貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有 形 固 定 資 產 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数については、1998年3月31日以前に取得した建物については、1998年度の税制改正前の耐用年数を、その他の資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ②無 形 固 定 資 產 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

リース期間を対応年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (4) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

##### ②賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

##### ③退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、退職金支給規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### (5) その他財務諸表作成のための重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用としております。